

ファイル転送システム導入・運用保守業務仕様書

本市文書管理・電子決裁システムを効率的に運用する上で必要となるファイル転送システム（LGWAN 系 ⇄ マイナンバー系）を導入することとし、以下の要件で調達すること。

（1）利用者数

約 300 人

（2）仕 様

- ① LGWAN 系とマイナンバー系のネットワーク間で、ファイルの送受信が可能であること。
- ② 受け渡し、受け取りの際にユーザー認証機能を有する Web UI を提供すること。
- ③ 既存の ActiveDirectory ドメインと連携したユーザー認証が可能なこと。
- ④ マイナンバー系から LGWAN 系にファイルを転送する際、上長承認を行い転送する方式とすること。
- ⑤ LGWAN 系からマイナンバー系にファイルを転送する際、上長承認を行い転送する方式とすること。
- ⑥ LGWAN 系とマイナンバー系のネットワークを物理的、もしくは論理的に分離し、ネットワーク間で承認されていない通信がされないようにすること。
- ⑦ 一定の期間が過ぎたデータは、自動削除できること。
- ⑧ ユーザーからファイル転送があった場合は、承認者に対し自動的に承認依頼メールが送信されること。
- ⑨ ファイルのアップロード・ダウンロードの履歴を全て記録することができるここと。※ 1 年以上保管できること。
- ⑩ IP アドレス制御でログオン可能なセグメントを指定することができるここと。
- ⑪ ファイルを送る操作は、ファイルの選択のみで宛先や件名の入力を必要としないこと。
- ⑫ アップロードするファイルを選択する際ドラッグ＆ドロップに対応していること。
- ⑬ 利用において、利用端末へのアプリのインストールは不要であること。
- ⑭ 操作ログを確認することができること。
- ⑮ サポート依頼方法は、メール及び電話に対応できること。

（3）納入場所

鳴門市役所

（4）留意事項

- ① 納入後に指定場所に設置し、動作確認を行うこと。
- ② 履行期間は令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日までの 5 年間とし、履行期間中の運用保守対応を行うこと。なお、構築等にかかる期間が必要な場合、その期間は 2 か月以内とし、令和 8 年 4 月 1 日には運用が開始できること。
- ③ 令和 7 年度中の支払額は 3,100,000 円（消費税抜き）以内とすること。